

非財務情報の開示指針研究会（第10回）

議事要旨

日 時 2022 年 10 月 20 日（木）9 時 00 分～11 時 00 分

場 所 オンライン会議（Teams）

出席者 （委員）北川座長、大堀委員、小野塚委員、坂上委員、住田委員、竹ヶ原委員、富田委員、溝内委員、三井委員、森澤委員、森委員、山内委員
（オブザーバー）金融庁 法務省、内閣府知財戦略推進事務局、公共財団法人 財務会計基準機構、一般社団法人 日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、公益社団法人 日本証券アナリスト協会、株式会社 東京証券取引所

議事

1. ISSB 開示基準の審議状況について
2. 信頼性のあるサステナビリティ情報の効率的な収集・集計・開示の在り方について

議事概要

1. ISSB 開示基準の審議状況について

- 小森氏が ISSB 理事になられたということで、どの程度やり取りをされているのか、小森さんのスタッフ機能のようなものは経産省の方で担当されているのか。日本からの打ち込みのルートについてご教示いただきたい。
- スタッフペーパーについて、公表前に先んじて確認することができるようなものなのか教えていただきたい。
- 小森理事としっかり連携をさせていただき、研究会の意見を伝えていきたい。
- 事務局的な機能は、アジア・オセアニアオフィスが東京にある。高橋所長としっかり連携をとって、ISSB に意見を申し入れていきたい。
- スタッフペーパーを先だって入手するのは難しい。掲載されたものを会議の前に分析する形で進めていきたい。
- 財務報告とサステナビリティ報告の同時開示について申し上げたい。スコープ1，2については、工場をはじめとしてダッシュボード化して管理できるようにやっている。ISSB のイニシアティブがなくても改革を進めている。他方、スコープ3になると、取引先が千差万別である。大麦やホップといった鍵になるところは、畑指定で買っているのが良いが、砂糖やコーンシロップなどはどこで作ったものか分からないことから自社だけでは GHG 排出量が計算できず、そういった作業は商社にお願いしているため、時間がかかる。スコープ1，2は早めにやるが、スコープ3は延ばすといったことを提案できればありがたい。
- EU で同時開示ができていているのは、インフラが整っているためである。スコープ3の計算は第三者のコンサル等に計算業務を請け負ってもらっているが日本では数が限られており、同時期に発注が集中して手が回らないという現状がある。ただ、時間があれば対応できるため、

スコープ 1, 2 は先に発効し、スコープ 3 は後から発効するといったオプションも検討いただきたい。

- 産業別指標については、10 月会議において必須ではない実施ガイダンスにするという提案もなされているところ、その方向性について歓迎の意を示してはどうか。他団体も同様の意見を送っているが、こちらの意見を考慮してくれたと歓迎する意を示すこともコミュニケーション上重要と考える。また産業別指標のブラッシュアップに貢献する意向を示していくことは大変良いことと考える。
- 「significant」の削除についても支持できるのではないかと。「material」と「significant」と「important」について混乱しているのは日本だけではない。多くの国が使うときに区別しづらい用語があれば、言葉を減らすのは重要。
- 報告のためのタイミングと物理的な提出日は異なる。日本や米国が報告のタイミングを非財務と財務で合わせるのが難しいというのであれば、報告の内容のタイミングは合わせて、その一方提出タイミングはずらすことも許容することを求めていくのはどうか。
- ボードメンバーは、日本の代表ではない。ボードメンバーが日本人であった、ということ。一人のボードメンバーに過度に頼るのではなく、少なくとも過半数のボードのメンバーとはコミュニケーションをしていかなければ、我々が本当に通したいと思う意見があったときに通すことができない。そういった心構えで、まずはこの会でも、地域的な問題を共有しやすいと思われる中国人や韓国人のボードメンバーとコミュニケーションしていくのはどうか。
- 今週の ISSB 会議において、「S1 の基準の報告の目的と重要性に関する判断基準から、企業価値という言葉削除する」という提案がスタッフから挙がっている。財務報告の概念フレームワークでは、企業価値という言葉とその目的や重要性において使わず、あくまで利用者の意思決定に有用な情報を提供するということが目的にしている。今回の基準では、財務資源の提供者による企業価値の評価を通じた意思決定を支援するという目的で報告をする、だからこそ企業価値に重要な影響を及ぼしうる情報というのが重要な情報だという定義の仕方をしており、先ほど示した財務報告の概念フレームワークとの差が大きいというのが 1 点目の理由。
- 企業価値を直接評価しない利用者が比較的多くいるというのがもう一点の理由である。代表的なユーザーとして挙がっていたのは債権者。例として挙がってはいないが、パッシブや、スクリーニングをする主体のようなどころも該当すると思う。したがって「企業価値を評価してから、その評価結果に基づいて投資をする」と言うと、アクティブかつ DCF のようなものを使って投資をするようなユーザーに限定しているような誤解を招いてしまうリスク、また、その他のユーザーのニーズに答えるような情報開示がなされないリスクがあるため、それを懸念して企業価値という言葉削除するというのが、いくつかあるオプションの中でスタッフが一番推している提案となっている。
- 企業価値という言葉削除する代わりに、ビジネスモデルや規制リスクや評判リスクに影響するような重大なリスク及び機会について報告するというのが別の項で書かれており、それを基準の最初の方に上げてくるような提案になっている。
- 実際、今回のスタッフペーパーでもこの企業価値という概念は、開示の目的や重要性のアンカーであり、起点となるようなフィルターでもあるということが書いてあったが、それをあえて今回取り払うということで、それが適切かどうかという議論がある。

- 一方で企業価値の概念を基準全体の概念から取り払うのではなく、随所に入れ、その中で、国際統合報告フレームワークの考え方を、もう少し参照するような形にしてはどうかという提案も合わせて挙がっている。そうすると、アンカーがなくなるので、判断が非常に多様になる。
 - スタッフペーパー全体を読んだ際に、実質的にダブルマテリアリティ的な考え方に近づけたのだろうか、という印象を受けた。EU との橋渡しの中でキャッシュ・フローベースの企業価値を明示し、これを基礎とした開示情報の決定アプローチからは離れ、少し EU に歩み寄り、その中で統合報告のフレームワークを使っていく、ただし、それを基準に判断するということは難しいので、判断基準からは取り払うという整理になっているのかと推察する。
 - 我々の検討の中で、企業価値という考え方はコアとして重要だということは書いているので、財務報告のフレームワークや、幅広い利用者を包摂していくという考え方は支持しつつも、企業価値という考え方・概念は、報告の基軸として持っていて欲しいとインプットしていくことが必要なのではないか。
-
- 企業価値については定義を削除するということだと理解していたが、本文からも削除されてしまうとなると大ごとであり、大きな論点になると思う。本文から削除されずに依然としてアンカーとして残るということであればまだ良い。
 - 今日ご説明いただいた話も含めて非常に気になっているのは、このような類の基準を策定していく際の常として、大きなところを決めると、どんどん細部に入って行き、詳細化してしまう。産業別指標もそうであるし、S1、S2 に加えて S3 以降のアジェンダとして挙がっている 8 項目もそうであるが、個別になっていけばいくほど詳細化してくる。
 - 今日の二つ目のテーマとも関係するが、そうなってくるとサステナビリティ関連情報の効率的な収集開示とはおよそかけ離れてしまうことに懸念を持っている。
 - ISSB 基準はあくまでベースラインである。その基準の上にヨーロッパの基準が上乘せされる際のインターオペラビリティが大事であることは間違いないが、ベースラインはあまり詳細化しないということが重要。その上で、ただ細分化すべきでないとは主張するだけでは意味がないので、どこまでの内容を書いて、どこまでの内容を書かないか、明確化する必要があると考える。例えば、さきほどのご発言にアンカーとあったが、企業価値あるいは企業の価値創造というアンカーについて関連することは選択的に書く。他方、それ以上のことは求めないということを明確にする必要がある。企業価値の定義の書き方について、研究会からもしっかり意見を出していただいたが、どこまでの部分を記載すべきかという点は非常に重要である。
 - 同等性評価・相互運用性のお話があったが、ISSB 基準と EU の基準との相互運用性が確保されないと困ることは間違いないが、同等性評価についても考えるべきである。いずれかの国の企業が、国内ルールに基づいて開示を行う場合、ISSB 基準と同等、あるいは EU の基準と同等だということを何らかの形で評価する方法を考えていくことが必要。
 - 先ほど、EU が同時開示できるのは CSRD があり、委託先に依頼することによって早期にデータが出せるという話があった。外に委託してデータを入手してくれるから同時に開示できるということは、企業としての分析はほとんどしてないということに近いのではないかと思う。もともとの統合報告の思想であったように、財務的な結果と非財務的な要素をどれだけ接続して考えたかということが大事であり、もし機械的に開示しているから同時に開示できるということだとしたら、それを考えているとは言えない。そのため、CSRD がある欧州でできる

から同時開示ができるのではないかというのはかなり乱暴な議論だと思っている。むしろ同時開示ができるというのはおかしいという可能性もあり、財務的な結果が出て、それに関する分析も含めて開示することの方が、より実質性が高いと考えられる。そのようなことを ISSB に打ち込んでいってもよいのではないか。

- 企業価値に関する論点と、EFRAG との歩み寄りについて関心をもっている。
- この研究会の発信の根幹には、価値関連性、比較可能性と独自性のバランスという二点があり、非常に重要な骨格を成していると理解している。ISSB への今後の打ち込みや、ヒアリングにおいても、その二つを揺るがしたくないという姿勢は、発信していただきたい。
- 比較可能性と独自性のバランスについて、ヨーロッパがそうであると一概に整理するのは危険かもしれないが、細則主義的あるいはルールベースという考え方と、原則主義的なシンプルベースという考え方には自ずと色分けがある。急に前提が変わって、細則主義的なところに妥協していくことになる、この研究会がこれまで発信してきたことと衝突するところが出てくるかと思う。CSRD の進展の件は実務の方でも懸念が大きいと思うが、価値関連性、比較可能性と独自性のバランスという二点については我々の研究会としての非常に強いメッセージなのだとすることを、改めて ISSB 側へ強調していただきたい。
- 「significant」と「material」の件については、定義が難しい。シンプルに「material」だけにしてしまうと、先ほどのご指摘のようなシングルかダブルかという点で難しさが生じてしまう。例えばダイナミックマテリアリティのような考え方を引用し、「significant」の方を、社会環境的マテリアリティの含めた大枠にして、ここでいうマテリアリティを財務的なマテリアリティにフォーカスして企業価値を包括するという定義をするとわかりやすいのではないか。
- 産業別指標に関しては、non-mandatory guidance という方向性は歓迎すべき。こういったことができるのであれば、ここに限らず、積極的にガイダンスを使うべきではないか。グローバルベースラインであり細かいところまで盛り込みすぎるのは非常に危険。義務的開示が求められるコアのところだけを盛り込んで、それ以外のところを non-mandatory guidance ように吐き出していくという整理を積極的にしたほうが、合意は得やすくなると思うし、各国との整合性もとやすくなるのではないか。
- 報告の同時性に関しては、先ほどのご指摘の通り、早期に開示ができて結局内容を考えていないとか、管理できていないということになり、良い状態に無いことは確かだと思う。会計の数値はワンデイで集計するようなこともできていたと思うが、サステナビリティ情報においては、報告書を作るための管理になっているケースがまだまだ多いのではないかと思う。個人的には確かに同時開示の方向性に持っていくべきだと思うが、管理をより緻密にできる方向にもっていく努力をしていくべきかと思う。その中でどうしても数値がすぐとれない情報もあるので、棲み分けていくことが必要。
- GHG 排出量に関しては、まずスコープ 1, 2 の対象範囲については前回提言でまとめたとおりの形でよいと思う。はみ出た部分はスコープ 3 の投資と見なすことになるのかと思うが、結果的には、スコープ 3 も要求されれば同じことである。極端な提案になるかもしれないが、スコープ 3 のところは non-mandatory guidance のような形で、一時的に除外するようなことを考えてもよいのではないか。スコープ 3 の数値を安易な形で開示することの方が圧倒的にリスクは高い。算定方法の質は非常にロクオリティと言っている状況。スコープ 3 開

示の重要性はあるものの、これを義務付けて、あたかも比較可能であるかのようなふりをするというのは、意思決定にとって危険なことになるのではないかと思いますので、non-mandatory guidance のような形でスコープ3を吐き出してしまうことが重要ではないか。もし本当に義務化するのであれば、data-quality tiers といった考え方が整っていれば開示しても良いかもしれないが、こういった指針がない状態でスコープ3を開示する危険性は高い。できればあまり義務化しない方向にもっていけると望ましい。

- EU との関係に関しては、クリティカルな話になるのではないかと思います。似たような項目で EU と齟齬が生じてしまうのは企業に非常に大きな負荷をかける原因になるかと思うので、EU と調整の上で、あまり焦らずに EU で出てきたものの中からグローバルベースラインとして使えるミニマムセットをとっていくぐらいの気持ちで臨んだ方が全体的には良くなるのではないかと思います。日本企業にとっても、ISSB の基準だけ守っていればいい訳ではない。EU で法制化がされてしまうと、直接的な義務に当たるかどうかは別として、国際的な比較の観点から、EU 企業の方が圧倒的に開示範囲が広くなるということになり、そこに差が出てしまうことで、結果的には義務がないにも関わらず、EU に準じた開示が求められることになってしまいかねないため、きちんと整合性を取っていくことが重要。
- サステナビリティ開示が開示のための計算であって、マネジメントになっていないというご意見に対して、産業側として意見を述べさせていただきたい。スコープ1, 2についてはエネルギーコストに関係するため、ダッシュボードで毎月管理しており、財務情報と同じように PDCA が回っている。一方、スコープ3の多くについては係数をかけて計算しているだけであり、開示のための開示となってしまう部分というのもしっかりある。ただ、それはマネジメントをしていないということではなく、サプライヤーとともにサプライチェーンの繋ぎのところを改善することで、効率化をはかり温室効果ガスを削減するための話し合いを年次で行う等の取り組みをしている。毎月レビューするスコープ1, 2と、年単位で集計・レビューを行うスコープ3とでは性質が異なるところがある。
- CDP が行っているサプライチェーンプログラムみたいなものが発達していけば、スコープ3の実際の排出量の削減が反映できることになるが、現状としてはそのような部分はごく一部で、係数による推計のためサプライヤー企業の実際の削減努力が反映されないというのが、スコープ3の大きな課題である。
- スコープ3の発効日の先延ばしという議論があったかと思うが、非常に賛成。スコープ1, 2とスコープ3とではマネジメント上、実質的なところがかなり異なる。
- 今回 ISSB 事務局から提案されているのは、企業価値という言葉を経営報告の目的と定義から外すということ。つまり明確にアンカーではなくすという表現がなされている。一方で、S1 の文書から企業価値という言葉はすべてなくすわけではなく、その概念は残しつつ、IIRC のフレームワークのようなものを参照してはどうかという説明がされている。おそらく、「企業価値評価のための報告」、あるいは「重要性の判断の中で企業価値を評価する」ということを明確化することを避けたいというのが意図であるかと思う。
- 先ほどお話があった、ダイナミックマテリアリティと「significant」の概念はどう考えていくかということであるが、企業価値と「significant」という言葉はどちらも S1 のコアとなる概念であった。この二つの大きなコアをとった時に、S1 の基準が本当に元々想定していたダイナミックマテリアリティの考え方を通じた企業価値に最終的にフォーカスした報告とい

う目的を達し得るのかという点については懸念を持っている。ISSB もそこはおそらくあまり変えたくないと思っているはずであるが、今回提案された修正を行うと、その維持は難しいかもしれないと思っている。アンカーがなくなるということは、個々の開示要求事項がより強調されることになるので、結果として、細則主義的な性格を強めてしまうリスクがある。そうならないためにもこういった視点はインプットしていく、警告を行っていく必要があるかと思う。

- ご指摘のあったスコープ3について、情報の利用目的や求められる情報の精度に関して、スコープ1，2とスコープ3というのは大きく異なる。この違いをしっかりと理解する必要がある。
- 開示に関して見積りやその不確実性についての言及がS1の中でも乏しい。こういった性質の情報をそれぞれの指標について求めているのか、その目的はなんなのかというところを明確にする必要がある。
- スコープ1，2，3を同列に取り扱っているような基準の見え方をしているので、それぞれの性格の違いというのを明確にした上で、スコープ3に求められる情報の性質、精度等について明確にしていく必要があると思っている。
- 同時報告に関する救済措置を検討するというISSBの方向性は望ましい。
- スコープ1，2とスコープ3は別物。スコープ1，2は出そうと思えば出せる。スコープ3は産業・ビジネスモデルによる。自社で製造せずにサプライヤーに全部委託している企業、自社で製造している企業等によっても、全く異なってくる。
- 国際的な部分に日本が早く意見を出していくことは重要であり、国際的な適用可能性、比較可能性について、公平性の観点から、さらに検討を深めていくということは重要。
- 日本の法律においては、こういった開示ができるよう温対法及び関連法の早期の改正の検討が必要である。
- また、ITを用いることによってスコープ1，2については速やかに情報が収集できるようになる。スコープ3に関しては、どのような働きかけを行うかという部分も重要である。GHGプロトコルだけではなく、各国の法律で認められている制度等についても認めるような措置が設けられた場合は、それを活用しながら、日本としていつまでにどこまでやろうとしているのかという経過措置を検討してもよいのではないかな。

2. 事務局資料②について

- ご紹介いただいた取り組みは非常に素晴らしいと思っている。
- 以前、FRCの担当者と話をしたが、ESGデータのクオリティの問題が取り沙汰されているが、そもそも、企業自身がデータをどのように使うか、どのように開示すればいいかということを考えることが重要だと思い、レポートを作ったという話を聞いている。この取り組みはそれに似ており、日本でこういった取り組みをすることは素晴らしいと思う。
- 日本では、データを集めることは難しいとよく言われているが、それについて二点述べたい。一つは、日本国内で事業に数字を使う機会が少ないということ。例えば、企業が業績を開示する際、海外の投資家からよく文句が出ていたのは、業績予想を出してはいるが、根拠となる数字がなかったという点である。日常的にデータを集め、それを用いて説明をするというようなプラクティスが少ないのかもしれない。また、財務と違って非財務は社内にはコアデータベースがないので、企業も報告をしようとした時に、メールや電話などでデータ

を集めているという話をよく聞く。そのような場合、リスクの把握に遅れが出るのではないか。もう一点は、国内のデータ整備におけるマーケットインフラが日本はあまり整備されていないのではないか、という指摘を聞くことがある。昔は米国の EDGAR と比べて日本の環境は遅れているのではないかとといった指摘も聞いたが、それは誤解でグローバルにみれば充実しているほうだと思っている。EU と比較すれば、TDnet にしても EDINET にしても公共のシステムが結構ある。EU では CSRD が出てくるまでは、財務情報と非財務情報がセットになった制度開示すらなく、開示書類を中央に集める制度やシステムもなかった。それでも EU がなぜ財務情報とのギャップがなく、非財務情報を集められるのか分析をしてみると、何か答えが出てくるのかもしれない。

- 同時報告はとても重要な問題だと思うが、対象報告期間を合わせ、なおかつ同時報告というのはかなり無理があるのではないかという印象を持っている。対象の報告期間をずらすというのが一番安直な方法であるが、それが許されないのであれば、例えば直近の四半期分の予測情報に基づいたデータを付加し、それをもって同時報告を達成し、その3か月後ぐらいに、大きな違いがあった場合、修正を出すというようなやり方もあるのではないかと思う。その場合、セーフハーバー条項のようなものを規制当局で定めてもらわないと予測情報を出すというのは難しいかもしれない。
- 企業価値との関連について、なくなってしまうのは残念である。サステナビリティ情報を出したからといって企業価値が高まるとは思っていないが、出さないことは、大きく企業価値を毀損する可能性があると思っているので、表現は和らいでもいいと思うが議論は引き続きしていただきたい。
- この資料のそもそものタイトルが収集・集計・開示となっているということに懸念を持っている。先ほどの議論でもあったように、分析をしなければ同時開示は可能である。しかしながら、この研究会が言っているのは、機械的に集めてきた情報をどう出すかという問題よりは、例えば投資家や本気でその会社の将来を考えるような人たち、周りにいるような人たちにとって必要な情報をどうやって開示していくかということだと思う。したがって、企業価値と価値創造というような軸が必須である。欧州の法律に基づいて決められたような項目を、とにかく全部集めてきて出さなさいという話をこの研究会でしたいのか、投資家を中心としたステークホルダーにとって、本当に意味のある情報をどうやって収集して分析して開示するのかということを議論したいのかによって、この問題は全く違う方向に行ってしまう。私は後者であってほしいし、この研究会はそうでないといけないと思う。
- 欧州のベストプラクティス集を作成する件について、それが何の意味でベストプラクティスなのかというところを度外視してベストプラクティス集を作ることには強く反対する。しっかりとした分析が行われ、企業の価値や投資家が使うためであるといったような目的の観点からのベストプラクティスを示すならよいが、肝心なところがないまま、とにかくたくさんの情報を出す、しかも同時開示をしなければならないというのは、アプローチとして大きな問題を孕んでいるように思う。投資家にとっては、たくさん情報が出ていると、かえって分からなくなってしまうこともあるのではないか。本当に分析力がある投資家からは、そのようなことも言われている。何のために議論をするのかという入り口のところを、受け身的な形ではなく、proactive に何をやりたいかということを確認にした上で、議論を進めていただければと思う。

- ワーキンググループの目的を拡張する必要があるかと思っている。何のための体制・プロセス・システムの構築なのかというところで、開示だけではなく、企業経営の中での活用や、ガバナンスの高度化も含んだ情報の活用というところが肝になってくると思う。実際、今回の公開草案においても経営分析、評価結果を踏まえて、経営者の視点を入れた形で開示せよという形になっているので、そこが抜け落ちてしまうと、そもそも会社の目的も達し得ないということであると思う。価値創造を支えるような情報の収集や開示といった所をベースに置きながら調査検討いただくとういことかと思う。
- その上で、情報の入り口と出口という、二つの話があるかと思っている。今回の提案では、入り口にフォーカスいただいております、そこは非常に重要だと思ふ。先ほども話のあったコアとなるシステムがしっかり存在するか、デジタル化がしっかり進んでいるか、内部統制がしっかりと構築できているかというところがポイントであり、何ができるかというところがプリミティブな状態なので、できることをよりクリエイティブに考えていく必要がある。それは開示の目的でもあり、また経営支援であり、ガバナンスをサポートするという意図も持ってダイナミックに考えていく必要があり、的確な方々に入っていただくことが必要だと思ふ。特に開示部門だけではなく、経営戦略、あるいはガバナンスに関わるセクションの方にも入っていただかないと、分析評価をしっかりと反映し、フィルターを通した開示につなげていくというところの議論というのは、難しいかと思ふ。
- 出口に関しても、今回はあまり触れられていないが、大事な要素だと思ふ。例えば、有価証券報告書のような一本のアンニアルレポートをコアとして考えた時、レポートが出るタイミングは決まっているので、その中に財務指標と非財務情報も両方入ってくるとすると出すタイミングは変えられないということであり、同時開示しか選択肢としてありえないとなってしまう。もちろん任意の報告書を外部参照するという手もあるが、コアの情報がそこだけであると、外部参照したとしても、基本的に開示のタイミングは合わせていかざるを得ないというのが企業の実務であると思ふ。そう考えたときに、EUのESAP（シングルアクセスポイント）といったサステナビリティ情報も含むデジタルプラットフォームを制度の中で整備していくことを通じて、タイミングのズレをある程度許容していくことが考えられるのではないか。アンニアルレポートにすべて含めないというわけではないが、同時開示を前提とした上で、デジタルを通じた柔軟なアプローチを考えていく必要がある。年次報告のタイミングについて、日本の場合、実質的に決算日後3ヶ月という形になっている。EUで同時開示ができている一つの理由は、年次報告のタイミングが少し遅いということが挙げられる。出口サイドでどういった情報の出し方をしていくことが有用な情報利用に繋がるのかというところを検討することも必要になってくるのではないか。
- 企業の開示は、自主的な行動を起こし世界的にも先駆的な開示をしている企業と、全く開示に手がつかない企業とで二極化してしまっている。
- 企業が自主的に取り組める範囲には限界があるので、ある程度の段階からどこを必須開示にしないといけないか決める必要がある。現状でいうと、スコープ1，2は早急に開示を義務化しないといけないのではないか。
- 気候変動の論点や社会的な論点など、グローバルで進んでいる取組を進めていかないとけない。環境分野については水や土地利用など論点があるが、これらは気候変動とは異なり、

グローバルの取組に加えて、ローカルでどう取り組んでいくかということをもっと深く考え、開示していかなければならないと感じている。

- 投資家について、グローバルな運用会社と、国内だけを見ている運用会社とでは、開示の受け取り方に違いがあるように感じる。投資家が何を考えているかという視点を、国内の企業に早く伝えていく必要がある。
- サステナビリティ情報の開示に関する企業の取り組みについて、開示は取り組みを変える第一歩だと思っている。開示を行うことで気付きがあり、企業の取り組みを変えていくということもあるので、そのような部分を評価できるような勉強を投資家においても続けていただきたい。
- サステナビリティ情報と財務情報の同時報告を求める動きについて、実際に投資家と話をする立場からすると、サステナビリティ情報と財務情報とでは、性格が違うと思っている。財務情報は、その時々経営環境や経営成績を示すものであるもので、投資家が投資判断をするに当たって、適時性が非常に重要である。過去、企業側も決算の早期化や、四半期報告といった開示の頻度を増やすような取組をしてきた。サステナビリティ情報は企業の経営基盤の維持・強化を目的とする長期的な視点で取り組んでいるものであるため、経営戦略そのものを示すものである。したがって財務と非財務を融合してストーリーを語るというのは大事なことはあるが、適時性が重要視される財務情報と、サステナビリティ情報とを無理に合わせていくことについては、疑問を感じている。世の中の流れが同時開示に向いているところ、社内では様々な検討を進めているが、一方で、それにかかる負担は大きなものになると試算している。コストベネフィットの観点からすると、投資家と企業の双方にメリットがあるかは疑問である。
- 財務情報は決算が出たらすぐに対話を行うが、サステナビリティ情報は、議決権行使の担当者やサステナビリティ情報を専門に分析されているような方と対話をする。決算後というのは投資家が非常に忙しい時期であるので、少し時間を外した形でじっくり話をして欲しいという意見も多く聞く。弊社は統合報告書を7月末に出しており、その後、夏から秋にかけて主要な株主と対話をしている。そういった時間軸から考えても、どこまで同時開示にこだわるかは、議論の余地があるかと思っている。財務と非財務のギャップというのは、日本より米国の方が離れているので、日米が足並みを揃えてこの辺り主張していくというような検討もできるのではないかと。
- 当社では、統合報告書、有価証券報告書、サステナビリティデータブックといった開示媒体があり、それぞれ編纂の責任部署が分かれている。こういった部署が関連部署に依頼し必要な情報を集めており、それぞれの開示媒体の責任部署が連携し、開示媒体によってトーンが変わらないような努力をしている。スピードという点の課題として、人的資本の情報については各グループ会社で毎月人事情報を更新しているので、問題にはならない。3月までの情報は4月中には入手できる。ネックになるのは、環境関連の情報である。気候変動であれば、2030年、2050年というところに目標を立てた上での定点観測になるので、年に一度集計・分析して活用するため、集計に時間がかかっている。単に集めれば良いというわけではなく、中身を精査して分析するところに、時間がかかっており、この点をどう短縮していくかを検討しているところ。これを早くしようとする、人員増加や集計するシステムの導入、年に一本で行っている年間分析を四半期ごとに集計・分析するなどの取り組みを検討しなければならないが、そうすると、今の体制と比較して、コストやリソースをかけていかな

ければならない。企業側はそういった努力をして同時開示に対応していくことになるかと考える。

- ワーキンググループの議論の方向性について、目的がどうかというのは非常に重要だと思う。一方で、GHGのスコップ1, 2ぐらいは同時に出さざるを得ないということになれば、各社がどういったやり方をしているかということは、企業側としては興味があるので、そのような取りまとめはあってもよいのかと思う。
- 基本的にワーキンググループの設立に関して大きな反対意見は無かったと理解。他方で、目的の明確化や絞り方、調査の方法について、本日いただいた意見を踏まえて進めていくということによろしいか。
- 経産省内や他省庁で似たような動きはないのか。
- 少なくとも経産省の中ではないという認識であり、他省庁においても無いという認識だが、改めて確認をさせていただく。
- ガイドラインは数多く作成されており、企業としても様々なものを見なければならない中で、ガイドラインという立て付けが良いかは疑問である。
- 社内体制やサードパーティーの活用にかかるベストプラクティスについて申し上げたい。事務局資料に示された開示時期のギャップが印象的であった。データを見ると確かに日本は欧州に比べて長いというデータが出ているが、日本のデータは分散が大きく、日本の中でも短いギャップで対応している企業がある。そのような企業の中には開示したら終わりではなく、分析も踏まえて行っている企業もあるかと思うので、ベストプラクティスを検討する場合には、日本企業も含め早く開示できている企業のポイントは何かを示していただきたい。
- サードパーティーの強化については、大きなテーマになるかと思う。特に最近、金融業界でCO₂の見える化支援がブームになっているが、様々なレベルのものが混在している状況。定量化サービスについて、何らかの交通整理やお墨付きが必要。特にスコップ3に限定すると、一番の影響があるのは金融の世界になってくるので、開示の制度や保証をどうしていくかは大きなテーマとなる。議論を深めてまいりたい。
- 情報交換の場については、TCFD コンソーシアムというものが経産省主導で作られている。これはあくまでTCFDに関わる開示についての議論の場であるが、産業界と金融界が同じテーブルでしっかり議論をする場として企画委員会やラウンドテーブルが設置されており、エンゲージメントの場として機能している。このような場を設け、あるいはこのような場を活用し、議論していくことは有効であると考えている。
- 同時開示に関して、経産省でもGXリーグで議論が始まっていると思うが、特にCO₂は、ある意味会計情報のようになっているため、同時開示に反対するよりは、いかに同時開示を実現していくかということを前向きに考えるべきだと思う。一方、スコップ3のようにデータによっては同時開示が極めて困難なものもあると思うので、ある程度切り分けながら、きちんと開示できるところをどのように開示していくかに焦点あてていくことが重要。

- DXについてはキーポイントになってくるのではないかと。やろうと思えばできない話ではないところも多い。例えばソニーでは、2000年の時から環境データに関しては月次でグローバルに集計し、四半期の情報開示までやっていた時代もあった。また、当時から保証も入れていたので、ハードの部分に関しては、ある程度はできるという前提に立った方が良い。一方で、今まで保証の業務や算定のサポートを通じて、非常に多くの企業とお付き合いさせていただいた中で、問題に感じているのは、きちんとした開示が出来ていない会社は極めて多く玉石混合になってしまっているのではないかとという点である。したがって、このようなワーキンググループの設立は歓迎すべきことである。例えば経産省で行っている人権の取り組みに関するアンケート調査のような形で、可能であれば、実態調査のようなこともできるとよいのではないかと。ベストプラクティスの良い面のみを見ていても仕方が無いので、どのような時間軸でどのような頻度で集計しているか、現状をきちんと調査し、同時開示を実現するにあたってどの程度ギャップがあるのかを把握する必要がある。
- 保証の世界も、監査法人や認証機関がメインで行っていると思うが、個人のサービス提供者等もあり、相当なレベル感の差がある。
- 議論事項の四点目の運動論について、他省庁の会議体や民間のフォーラム等、様々な機関との意見交換・情報交換というのは有益であるので、積極的に進めるべき。企業の実務の方々との意見交換、あるいは監査法人・アシュアランスの担当者との意見交換など、様々な分野での意見交換というのが必要だと思うが、重要な目的の一つである投資家へのアピールということを見ると、投資家を巻き込むべき。その際、サステナビリティ情報、非財務情報、ESGといった途端に投資家の顔ぶれが偏ってしまう傾向があるということを念頭に置いていただきたい。個々の企業の価値を算定するアクティブファンドマネージャーやアナリストの声も巻き込んでいく仕掛けが必要。
- 価値協創ガイダンス 1.0 策定のタイミングで経産省においてアクティブファンドマネージャー分科会を立ち上げたのだが、現場で銘柄選択を行っている投資家達が、価値協創ガイダンスを利用しているか・関心があるのかという問題意識があった。今回立ち上げるワーキンググループにおいても、そのようなことを念頭におき、アクティブファンドマネージャーや、個々の銘柄を分析するアナリスト達の声と共有できるような、仕組みづくりを意識し、この運動論を進めていただきたい。
- このワーキンググループのゴールをガイダンスにしない方が良いのではないかと考えている。データに関して、まず現状を理解する必要がある。サステナビリティ関連データをしっかりと収集し、実際に事業に役立っている企業もあれば、決められたから開示しなければいけないと、その都度情報やデータをかき集めている企業もあるかと思う。現状がどうなっていて、どこに問題があるのかを探ることを目的にした方が良いのではないかなと思う。問題がどこにあるかを探る中で、サードパーティーのデータが日本は弱いと言われている理由がわかるかもしれない、そういう進め方が良いのではないかと。
- 多方面から様々なアドバイスをいただき感謝。
- 基本的にワーキンググループの設置については賛同いただけたと理解したが、様々な観点から考慮し、慎重に、かつスピーディーに進めていかなければならない。事務局においては、今回の意見を踏まえ、早速準備に取り掛かっていただきたい。

以上

お問い合わせ先

経済産業政策局 企業会計室

電話：03-3501-1570

FAX：03-3501-5478